

## 一般社団法人 余暇環境整備推進協議会における

# 警察庁生活安全局保安課 近藤裕行課長補佐 講話

警察庁生活安全局保安課長補佐の近藤です。本日は、一般社団法人余暇環境整備推進協議会の定時社員総会にお招きいただき、どうもありがとうございます。また、皆様には、平素より、警察行政の各般にわたり深い御理解と御協力をいただいてることに對しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年10月に保安課に着任し、7ヶ月が過ぎました。この間、ばんこ業界について、私なりに勉強してきたつもりですが、せっかくの機会ですので、業界の現況について若干の統計をご紹介するとともに、現在の業界の取組等について思うところを述べさせていただきます。なお、意見にわる部分は、あくまで私見に過ぎないことをお断りしております。

まず、平成21年中における統計がまとまりましたので、ご紹介したいと思います。ばんこ営業所数については1万2652店舗で、平成20年の1万2937店舗から比べて285店舗の減少となっています。また、ばんこ営業所における遊技機設置台数については、ばんこ遊技機が312万9937台（前年比5万3516台増）、回胴式遊技機が133万6880台（前年比11万1893台減）、じゃんけん球遊技機等が275台（前年比46台減）、合計446万台（前年比5万8423台減）となっています。一店舗当たりの遊技機台数は3.5

3・1台となっており、過去5年間について見ると、一店舗当たりの遊技機台数が増加傾向にあることが見て取れ、また、ばんこ営業の遊技機設置台数別営業所数を見ると、100台以下が464店舗（前年比74店舗減）、101～300台が5374店舗（前年比290店舗減）、301～500台が4627店舗（前年比22店舗減）となっている一方で、501～1000台が2069店舗（前年比93店舗増）、1001台以上が118店舗（前年比8店舗増）となつておらず、依然として店舗の大型化が進んでいることがうがえます。

ところで、統計を見ますと、平成18年から平成19年の店舗数の減少が1089店舗、平成19年から平成20年の店舗数の減少が648店舗だったのに対し、平成20年から平成21年の店舗数の減少は285店舗となつており、減少の度合いが緩やかになつてきてていることがうがえます。業界は依然苦しい状況にある、ということをよく耳にしますが、一方で、この状況を捉えて、業況の悪化が底を打つたとの見方もあるようです。昨今の厳しい経済情勢の中、皆様を含め、業界の方々が、様々な経営努力をされてきていたものと承知しておりますが、店舗数の減少の度合いが緩やかになつてきていることが、今後明るい話題になつながらてくるのかどうか、私としても注目したいところです。

さて、着任以降、業界における取組を見てきた中で、まず印象に残るのが、1円ばんこ等の低貸玉営業であります。民間調査によれば、1円バチンコに代表される低貸玉営業は全体の6割を超える店舗で導入されているとの結果が出ているようですが、現在の厳しい経済不況下においても各ホールが創意工夫され、お客様が、勝ち負けよりも、少ない投資金額で、時間をかけて、遊技そのものの面白さを楽しんでもらえるよう努力されていることを強く感じました。また、平成18年10月、「手軽に安く遊べるバチンコ・バチスロキヤンペーン」を決議し、「選バチ」と称して、5千円で2時間以上遊べる遊技機の積極的な導入を進められてきましたが、これも、お客様の日線に立つての取組であり、評価できるものと考えています。

また、ハチンコ攻略法問題については、販売等の名目で詐欺等が多発していることに対する対策として、業界7団体で構成するセキュリティ対策委員会において、ウェブサイトやボスターにより注意喚起するなどの従来からの対策に加え、ウェブサイトに相談窓口を設けて被害の未然防止等を図るほか、国民生活センターと協力して更なる注意喚起を実施しています。この問題については、つい最近も、「バチプロにならないか」と電話で勧誘を行い、情報料などの名目で現金約760万円をだまし取ったとして、詐欺容疑で3人が逮捕されたとの報道がありました。引き続き、お客様に対する注意喚起を積極的に進めて行くとともに、その他の対応策を講じていただきました。

中古機移動については、業界6団体で構成する中古機流通協議会において、型式の同一性の確保、責任の所在の明確化の観点から、セキュリティを確実に確保できる移動方法について精力的に検討を行つていただきました。そして、昨年末には、貴団体も含め、遊技業界の14団体による「バチンコ・バチスロ産業21世紀会」の全体会合が2年ぶりに開催され、活発な議論が行われたと聞いております。業界が團結して、業界の諸課題に真剣かつ前向きに取り組まれていることは、業界の健全化という観点からも大変意義のあること思います。

ここで、ばんこが、より健全な大衆娯楽としての位置付けを盤石なものとするために必要と考えられることを何点かお話ししさせていただきます。

まず1点目は、現在ばんこをしない方を含めた日線に立つた取組の推進ということです。これは、繰り返し申し上げてることですが、ばんこ産業の現状について申し上げるに加え、ウェブサイトに相談窓口を設めた日線に立つた取組の推進ということです。これは、繰り返し申し上げてることですが、ばんこ産業の現状について申し上げるに加え、ウェブサイトに相談窓口を設めた日線に立つた取組の推進ということです。これは、繰り返し申し上げてることですが、ばんこ産業の現状について申し上げるに加え、財団法人日本生産性本部の「レジャーブック2009」によるところでは、市場規模は年々減少し、かつて30兆円と言われていたものが、平成20年は21兆7千億円と前年比5%の減少となっています。ただ、平成19年

と比較すると、下げる幅は縮小しております。一方で、平成20年のばらんこ参加人口は、前年に比べ、130万人ほど増加して1580万人となり、4年ぶりに増加に転じています。

これは、平成16年の規則改正以降、業界全体の取組として、射幸性を抑え、より広い層の方にできるだけ手軽に安く安心して遊技ができるよう、1円ばらんこ等の低賃金営業の導入が促進されたことや、ホール・メーカー・販社が協力して「遊バチ」の構築に取り組まれるなど創意工夫された結果、ばらんこ人口の増加に反映されたものと考えております。ばらんこ営業が大衆娯楽としての地位を確立るものとすべく、今後も健全化に向けたアイデアを出し合って前進していただきたいと思います。

また、私どもとしては、ばらんこをしない方にも、ばらんこ業界が、経営上の利益のみを求めているものではなく、負の側面も直視して、のめり込み対策「低射幸性遊技機の開発、環境対策、社会貢献活動等の様々な対策を講じていることをPRすることは、業界のみ健全化、大衆化という観点からも必要不可欠なことであると考えております。

2点目は、「のめり込みの問題です。この問題に対応する機関として、ばらんこ依存問題相談機関「特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」の活動があります。ご案内のおおり、リカバリーサポート・ネットワークは、のめり込みという負の側面に正面から対処する機関として設立され、昨年10月に特定非営利活動法人の法人格を取得しています。先日、西村代表理事が警察庁に立ち寄られた際にお話を伺いましたが、平成21年度には、年間1305件の電話相談があつ

たようで、前年比10%増のことであり、月平均では108~8件ということあります。また、今年から、相談のあった方々について、一回の遊技時間や一週間の遊技頻度、一ヶ月に使う金額等の調査も併せて行っているとのことです。が、ちょっとご紹介させていただくと、一回の遊技時間は、3~6時間が38%、6~8時間が24%、8時間以上が14%、一週間の遊技頻度は、ほぼ毎日が50%、週3~4日が21%、一ヶ月に使うお金は、5万円以上が73%で、うち20万円以上の方は18%とのことです。平成18年の設立以来、相談件数は年々増加しており、また新たに調査を始めるなど、着実に実績を挙げられているところであります。

しかしながら、依然として、ばらんこののめり込みが要因となつて犯罪に走つたというような報道や児童の車内放置事故が散見されます。つい最近にも、高知県において、母親が、生後六ヶ月の幼児をばらんこ店の駐車場に放置し、熱中症で死亡させ、重過失致死罪で逮捕される事案が発生しました。報道によれば、エンジンを切り窓を閉め切った状態で放置し、母親は約3時間半にわたりパチスロをしていましたとのことです。業界においては、このような児童の車内放置事案をなくすべく、まい、とても残念に思われます。この事案は複数の全国紙で報道されていましたが、これを見た一般市民が、この母親を非難する気持とともに、ばらんこに対するマイナスイメージを抱いたことは想像に難くありません。

これから夏に向けて暑さが増してきますが、児童の車内放置事案の絶無を期すべく、また今までの業界における健全化推進の努力を無

駄にしないためにも、駐車場の巡回等の対応をさらに徹底していくに必要があると考えます。

3点目は、不正改造についてです。これまでの検挙件数を見ますと、平成19年が32件、平成20年が20件、昨年が12件と、年々減少しております。ただ、その手口が、一層、悪質巧妙化しており、主基板ICに不正が行われているにもかかわらず、その痕跡が非常に分かりづらいものも認められ、発見されるに至っていない不正遊技機が相当数あるのではないかとも考えられるところであります。また、ばらんこ遊技機に係るハンドル固定事案や回胴式遊技機に係る貯留メダル精算ボタンのコネクタ外し事犯が一部の営業所で平然と行われている状況もうかがえます。警察としては、こうした形態による不正手口にも着眼しながら、引き続き取締りに力を入れていきたいと考えています。

他方で、この不正改造問題は、私ども警察が取締りをすれば、それでなくなるものでは決してありません。この点、業界においては、不正に強い遊技機づくり、不正情報の収集・分析、立入検査等、様々な取組がなされており、検挙件数減少の背景には、これらが奏功している点もあると考えております。とりわけ、販売店舗を含め、不正を排除しようとする業界全体の發意の下に設立された遊技産業健全化推進機構の活動が、質・量とともに年々充実しており、立入店舗数については、昨年度は4449店舗と、一昨年度の2995店舗はもとより、目標の3200店舗も上回っています。そして、機構の立入検査を端緒として、検挙に至った事例も、平成19年に立入検査を開始して以降10件（今年1件）以上

ています。これらの成果は、機構のご尽力はもとより、立入検査を受けるホール側の皆様の理解と協力があってこそその結果であると思います。いずれにせよ、業界の総意で第三者機関として設立された機関でありますので、業界全体でその位置付けを維持し、その活動を積極的かつ強力に支えていく必要があると考えています。

また、こうした業界としての取組だけではなく、各ホールの営業者はもとより、従業員一人一人が、「不正改造は絶対許さない、見逃がさない」という意識を強く持つていただくことも重要であります。ホール営業者の皆様におかれましては、遊技機の不正改造の防止も営業者の負う重要な責務の一つであることをお認識していただき、従業者の指導監督を十分認識していただき、従業者の指導監督を含めた日常の点検を確實に実施するなど、不正改造防止対策をより積極的に進めていただきたいと思います。

4点目は、賞品の関係であります。まず一つ目は、賞品取り問題であります。ご案内のように、風呂法は、ばらんこ営業者が客に提供した賞品を買取ることを禁止しております。この買取りのほか、条例により、ばらんこ賞品を買取らせないことを営業者の遵守事項として規定しているところが多く、これを行政処分の対象としています。

ばらんこは、風呂法によって、遊技機や賞品などに関する規制を設け、若しく客の射幸心をそそるものとならないように規制し、そのことによって賭博とならないようにしているものであります。この買取り、買取らせたものはあります。この買取り、買取らせた規制は、現金提供の禁止や遊技機の規制と並んでばらんこ営業の根幹をなす規制の一つであり、一般の人から見て賭博と一緒に画す

営業とはっきり分かるようにするためにも、是非とも遵守していただかなくてはならない規制であることを、今一度ご認識していただきたいと思います。

賞品関係の二つ目は、等価交換の原則の遵守であります。風営法第19条において、ばらんこ営業者は国家公安委員会規則で定める賞品の提供方法等に従って営業を営まなければならぬ旨が規定されています。そもそも、このような規定が設けられた趣旨は、ばらんこ営業者は、客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業を営む業者であることから、その営業を営む営業者に対して、当該営業所において善良の風俗を害する行為が行われることのないよう、一般の風俗営業者が遵守すべき義務（法第12条ないし法第18条）に加えて、遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度に関する基準に従ってその営業を営むべき特別の義務を課すことにより風俗営業者が客の射幸心をことさらにあおることを抑制し、もって、法の目的たる善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにあります。風営法では、賞品の提供について、遊技の結果として表示される遊技料金の数量に対応する金額と等価の物品を賞品として提供するよう定めていますが、当該規定履行をお願いしたいと思います。

そして、三つ目は、賞品の取りそろえの充実についてであります。これも、風営法第19条に関係するものでありますが、平成18年12月、業界団体総意の下、「ばらんこ営業に係る賞品取りそろえの充実に関する決議」がなさ

れ、以降、賞品の取りそろえの充実及び当該

となっています。

ここで、型式の同一性を保証するのは、遊技機の確実な履行に取り組まれてきたところ、平成19年末には90%以上のホールで目標を達成し、お客様の多様なニーズに答えられるようになっています。この決議がなされて3年余りとなります。引き続き、賞品の取りそろえを充実させ、当該義務が確實に履行されるよう十分に配慮していただきたいと思います。

5点目は、中古機移動に係る型式の同一性の確保及び責任の所在の明確化についてです。

ホールに設置されるほんどの遊技機が、検定を受けた型式に属する遊技機として、型式検定制度に則った簡略な手続きにより、遊技機に係る変更承認申請や認定申請がなされています。この制度の対象となる遊技機は、当然のことながら、当該遊技機メーカーが検定を受けた型式と同一性が認められるものでなければならず、この同一性はホールに設置されるまで確保されることが求められています。現在、この同一性は、中古機移動や認定申請については、公安委員会が認めるいわゆる遊技機取扱主任者や特例風俗営業所の管理者が点検確認を実施することにより保証していますが、不正の手口が巧妙化するなかで、果たして、実質的な点検確認が行われているのか、点検確認をしてから移動先ホールに設置されるまでその同一性が確保されているのか、といったことを懸念しております。この対策となりうるものと考えます。

これら環境対策の推進を図るには、ホール成する中古機流通協議会において、その問題点に係る改善策が検討され、この6月1日より、新たな中古機流通制度が施行されること

技術取扱主任者等であります。その保証により公安委員会に申請を行うのは、営業者である皆様であります。皆様それぞれが、遊技機取扱主任者等に厳格な点検確認を求め、遊

技機の受け渡しには責任ある立場の人間が立ち会い、型式の同一性に疑いがある遊技機は受け取らないといった姿勢を堅持するとともに、責任の所在を明確化することが重要と考えます。

6点目として環境対策について若干触れたいたいと思います。改正省エネ法の規定で、エネルギー使用量が一定以上の事業者は、平成22年度以降、毎年、エネルギー使用量等について経済産業大臣に届け出ることとされ、またエネルギーの使用の合理化の目標達成のための中長期的な計画等を主務大臣（経済産業大臣及び事業所管大臣）に提出しなければならないこととされています。改正省エネ法の対象となる各ホール、また、直接対象とならないホールにおいても、各種節電対策、空調設備のクリーニング等、使用電力量を抑えるために試行錯誤しながら様々な努力をされていることがあります。

また、他の取組として、リサイクルシステムの構築や、遊技機の外枠の共通化の話があると聞いておりますが、これらも有効な環境対策となりうるものと考えます。

貴団体が、業界の発展と健全化に向けて努力され、広く国民に受容される業態を確立されることを祈念いたしまして、私の話を終わらせさせていただきます。

この静聴ありがとうございました。

うまでもなく、これらの対策は、ばらんこをしない方にも、ばらんこ業界が、経営上の利益のみを求めているものではなく、負の側面も直視して様々な対策を講じてることをPRするよい機会になるものと思われます。

以上、何点か申し上げましたが、これらの取組は、ただ一時的にやればよいというものではなく、継続して推進していくことが肝要と考えます。また、実際に取り組んでみて、問題点が発見されたような場合には、その解決を探り、新たな取組を構築していくこと、

また、必要に応じて軌道修正をしていくことなども、効果的かつ効率的な健全化方策の推進に不可欠かと思います。

最後になりますが、ばらんこ営業は、1500万人を超える方が楽しんでいる代表的な大衆娯楽です。貴団体にあっては、まさに貴団体名にあるように「余暇環境の整備を推進」すべく、ホール団体の要として業界をリードし、手軽に安く安心して遊技を楽しむことができる環境の整備を進めていただければと思います。

警察としても、不況の波を受けながら、さまざまな営業努力をされている皆様の努力を無駄にすることなく、業界の健全化のために、可能な限りお手伝いしていきたいと考えています。

また、他の取組として、リサイクルシステムの構築や、遊技機の外枠の共通化の話があると聞いておりますが、これらも有効な環境対策となりうるものと考えます。

これら環境対策の推進を図るには、ホール成する中古機流通協議会において、その問題点に係る改善策が検討され、この6月1日より、新たな中古機流通制度が施行されること